

知立市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1 この方針は、知立市内の公共建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、愛知県が定めた基本方針（平成23年6月17日公表）に即して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 公共建築物等において木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制による地球温暖化の防止、森林の保全、循環型社会等に貢献し、市民に木との触れ合い、木の良さを実感する機会と、木がもたらすやすらぎと温もりのある安全で快適な生活空間の提供を図ることを目的とする。

(基本的事項)

第3 この方針における公共建築物は、市内に整備される法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

2 市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努めるものとする。

(木材の利用の目標)

第4 市が新たに整備する低層の建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の建築物）については、次に掲げるものを除き、木造化を図るよう努めるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物

(2) 建築物の用途から木造化することがなじまない又は木造にすることが技術的に困難な施設

2 公共建築物を整備する場合は、木造・非木造にかかわらず、直接市民が利用する機会が多い部分を重点に、木質化が適切と判断される場合、内装等の木質化を推進するものとする。

3 公共建築物の木造化・木質化を推進するにあたって使用する木材は、積極的に国産材を使用することとし、特に地域材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。

なお、国産材は国内で、地域材は県内又は市の水源地域で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものとする。

4 市が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努めるものとする。

5 市が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努めるものとする。

(木材の利用の促進に必要な事項)

第5 公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意するものとする。

(1) 公共建築物の設計に当たっては、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画、設計等の段階から、建設コストのほか、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分留意するものとする。

(2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

(3) 法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについては、木造化及び木質化が促進されるよう働きかけるものとする。

附 則

この方針は、平成26年 2月 1日から施行する。